

議案 84号 市道の路線の認定について

議案 85号 市道の路線の変更について

議案の説明に入ります前に、今回上程しております市道の路線の認定、変更の全体概要について、お手元に配布をさせていただきました補足資料を基に説明させていただきます。

「令和8年大津市議会定例会 6月通常会議 市道認定等一覧表」をご覧ください。

1 路線数は、認定12路線、変更2路線、計14路線であります。

増加路線数としましては、12路線となります。

2 内訳は、民間の宅地開発事業に伴うものが7件12路線、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所で施工中の国道161号小松拡幅事業に伴うものが1件2路線、合計8件、路線数は14路線となります。

3 延長は、新規認定が1.65km、路線の延伸による変更が0.12kmとなり、合計で1.77km増となります。

4 総路線数は、現在の6,675路線に、今回上程の12路線を加え、市道路線数は、6,687路線となります。

5 総延長は、現在の1, 567. 07 kmに、3で説明いたしました延長
1. 77 kmを加え、総延長は、1, 568. 84 kmとなります。

それでは、議案書の説明に入らせていただきます。

議案書の19、20ページをお願いします。

議案第84号、市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案書の21ページから26ページにかけまして、新たに市道に認定する
路線12路線の路線名と起点及び終点の所在を記載しております。

各路線につきまして位置図で説明させていただきます。

21ページをお願いします。

位置図右上の参考の枠内に記載しておりますとおり、丸印が路線の起点を
表し、矢印が終点を表します。

場所は、今堅田一丁目、市道北2172号線、市道北2173号線は、開
発事業に伴う認定であります。なお、市道北2173号線は歩行者専用道路
であります。

同じく21ページをお願いします。

場所は、今堅田一丁目、市道北 2 1 7 4 号線、市道北 2 1 7 5 号線、市道北 2 1 7 6 号線、及び本堅田二丁目、市道北 2 1 7 7 号線は、開発事業に伴う認定であります。

2 2、2 3 ページをお願いします。

場所は、北小松、市道北 8 1 9 6 号線、市道北 8 1 9 7 号線は、国道 1 6 1 号小松拡幅事業に伴う道路管理者間協議による認定であります。

2 4 ページをお願いします。

場所は、比叡辻一丁目、市道中 4 9 1 9 号線、市道中 4 9 2 0 号線は、開発事業に伴う認定であります。

2 5 ページをお願いします。

場所は、別保二丁目、市道南 0 3 2 9 号線は、開発事業に伴う認定であります。

2 6 ページをお願いします。

場所は、晴嵐二丁目、市道南 2 1 0 5 号線は、開発事業に伴う認定であります。

以上が、議案第 8 4 号、市道の路線の認定に関する説明となります。

つづきまして、2 7 ページをお願いします。

議案第 8 5 号、市道の路線の変更について

次の市道の路線を変更することについて、道路法第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

2 8 ページから 2 9 ページにかけまして、路線を変更する 2 路線の路線名と起点及び終点の所在を記載しております。

各路線につきまして位置図で説明させていただきます。

2 8 ページをお願いします。

位置図右上の参考の枠内に記載しております点線丸印から点線矢印線区間が変更前で、実線丸印から実線矢印区間が変更後となります。

場所は、下阪本三丁目、市道中 0 7 3 7 号線は、開発事業に伴う路線の延伸であります。

2 9 ページをお願いします。

場所は、穴太一丁目、市道中 1 0 6 7 号線は、開発事業に伴う路線の延伸であります。

以上、議案第 8 4 号、市道の路線の認定について、議案第 8 5 号、市道の路線の変更についての説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。